



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日) 第 645 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 ( “ ) 1	
○救急病院の認定 (2件) …………… (医療政策課) 1	
○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (2件) …………… ( “ ) 2	
○保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (4件) …………… ( “ ) 3	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (水産政策課) 4	
公 告	

○公文書開示等の状況…………… (総務課) 4
○個人情報保護制度の運用状況…………… ( “ ) 6
人事委員会公告
○令和7年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施…………… 7
教育委員会告示
○宮崎県指定有形文化財の指定…………… 7
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 8
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 8
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 8
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 8

## 告 示

### 宮崎県告示第 575号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
なないろ薬局 延岡安賀多店	延岡市安賀多町2丁目4番地4	令和7年8月1日

### 宮崎県告示第 576号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
なぎさ調剤薬局	延岡市北浦町古江2338番地2	令和7年6月30日
三財病院	西都市大字下三財3378番地	令和7年6月30日

### 宮崎県告示第 577号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第51条第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
高橋医院	延岡市北浦町古江2349番地4	令和7年6月30日

### 宮崎県告示第 578号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町 2 番16号

2 救急病院の認定の有効期間  
令和 7 年 9 月 8 日から令和10年 9 月 7 日まで

宮崎県告示第 579号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510600440	あおぞら	日向市財光寺沖町 64番地	社会福祉法人風舎	日向市富高6522番 地	令和 7 年 8 月 31 日	短期入所（併設 型、空床型）

宮崎県告示第 581号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
みよしくリニック	宮崎市	精神通院医療	令和 7 年 9 月 1 日
ふれあい薬局	宮崎市	薬局	令和 7 年 9 月 1 日
なないろ薬局延岡安賀多 店	延岡市	薬局	令和 7 年 9 月 1 日
みたす薬局	宮崎市	薬局	令和 7 年 9 月 1 日
有限会社岡元薬局本郷店	宮崎市	薬局	令和 7 年 9 月 1 日
和心薬局大島店	宮崎市	薬局	令和 7 年 9 月 1 日
あまみ薬局	宮崎市	薬局	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション虹 L i f e	小林市	訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション優 和	都城市	訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションM A R E	宮崎市	訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションラ イ ド	都城市	訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374番地 1

2 救急病院の認定の有効期間  
令和 7 年 9 月 10 日から令和10年 9 月 9 日まで

宮崎県告示第 580号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 582号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションバ ビ西都	西都市	訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日
ツクイ宮崎訪問看護ステ ーション	宮崎市	訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 583号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町贄波字大谷2051- 1  
04、2051- 114、2051- 122

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 584号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年9月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上字平原6716-2、6719-1、6719-丙、6720-3、6720-4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 585号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年9月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字二本松丙2228、丙2315-3、丙2323-1、丙2323-3、丙2324-1、丙2324-5から丙2324-7まで、丙2345-1、丙2345-2、丙2346、丙2347、丙2348-1、丙2348-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 586号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年9月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字中山173-81

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 587号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年9月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市関之尾町6551-27

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 588号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年9月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字高畑 893-1、893-2、895、897、931-1、931-2、932-1、932-2、933-1、933-2、937-1から937-3まで、947-1、947-2、949-2、950-1、950-34、950-39

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 589号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字仁田山 1750-3、字城内2832-2、2839、2840、2841-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字仁田山1750-3・字城内2832-2・2839・2840・2841-2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 590号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和7年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和8年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、令和6年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 公文書の開示請求の処理状況（件）

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳					合 計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	取下げ	
1,764	1,471	216	23	111	195	2,016

（注1）1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計

は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況 (件)

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	171	1,034	1,205
県 外	195	266	461
計	366	1,300	1,666

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況 (件)

実施期間	決 定 等 の 件 数	決 定 等 の 内 訳					取 下 げ
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在		
知 事	総合政策部	31	11	4	5	5	6
	総 務 部	67	39	11	6	9	2
	福祉保健部	183	123	30	2	15	13
	環境森林部	64	49	9	0	2	4
	商工観光労働部	25	8	12	2	2	1
	農政水産部	216	194	9	0	3	10
	県土整備部	1,081	825	75	5	35	141
	関係部共管	0	0	0	0	0	0
	宮崎国スポ・障スポ局	1	1	0	0	0	0
	会計管理局	1	0	0	0	0	1
小 計	1,669	1,250	150	20	71	178	
教 育 委 員 会	100	68	12	0	14	6	
選挙管理委員会	32	16	10	1	5	0	
人 事 委 員 会	1	0	0	0	1	0	
監 査 委 員	1	0	0	0	1	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	124	72	37	1	7	7	

労 働 委 員 会	1	0	0	0	1	0
収 用 委 員 会	1	0	0	0	1	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	0	0	1	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1	0	0	0	1	0
公 営 企 業 管 理 者	41	35	1	0	4	1
病 院 事 業 管 理 者	30	22	4	1	0	3
地 方 独 立 行 政 法 人	2	0	1	0	1	0
道 路 公 社	12	8	1	0	3	0
合 計	2,016	1,471	216	23	111	195

4 審査請求の件数  
2件

5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実 施 機 関	審 査 請 求 年 月 日	公 文 書 開 示 会 審 査			審 査 請 求 対 する 裁 決 等	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
教育委員会(高校教育課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教 育 委 員 会	令 和 6 年 4 月 17 日	令 和 6 年 7 月 8 日	令 和 6 年 7 月 7 日	決定は妥当である	令 和 7 年 5 月 14 日	棄 却
知事(河川課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	知 事	令 和 6 年 7 月 12 日	令 和 7 年 7 月 4 日	-	-	-	-

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人 数	人 数	冊 数
1,537	535	676	60

宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）第22条の規定により、令和6年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年9月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況（件）

請求書 受付 件数	決定等 の件数	決定等の内訳					
		開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ
99	110	17	90	0	1	0	2

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況（件）

実施機関	決定 等の 件数	決定等の内訳					
		開 示	部分 開 示	不開 示	不存 在	却 下	取 下 げ
知	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総務部	4	2	0	0	1	1
	福祉保健部	20	7	13	0	0	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光 労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	1	1	0	0	0	0
	県土整備部	2	1	1	0	0	0
事	関係部共管	0	0	0	0	0	0
	宮崎国スポ ・障スポ局	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

	小計	27	11	14	0	1	0	1
教育委員会	7	6	1	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	0	0	0	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	73	0	73	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	2	0	2	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	110	17	90	0	1	0	2	

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の実施状況（件）

実施機関	該当試験数	開示件数	
知	総合政策部	1	0
	総務部	9	0
	福祉保健部	9	33
	環境森林部	4	49
	商工観光 労働部	7	11
	農政水産部	7	1
	県土整備部	1	0
事	関係部共管	0	0
	宮崎国スポ ・障スポ局	1	0
	会計管理局	1	0

	小 計	40	94
教 育 委 員 会		7	1,344
選 挙 管 理 委 員 会		1	0
人 事 委 員 会		24	158
監 査 委 員		1	0
公 安 委 員 会		0	0
警 察 本 部 長		1	0
労 働 委 員 会		1	0
収 用 委 員 会		0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0
公 営 企 業 管 理 者		1	0
病 院 事 業 管 理 者		8	16
地 方 独 立 行 政 法 人		8	46
合 計		92	1,658

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況  
該当なし
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況  
該当なし
- 4 審査請求の件数  
2件
- 5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実 施 機 関	審 査 請 求 年 月 日	個人情報保護 審 議 会			審査請求に対する裁 決 等	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
教育委員会（人権同和教育・生徒指導課）が行った保有個人情報部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求	教育委員会	令和6年10月10日	令和7年5月15日	-	-	-	-
知事（中央児童相談所）が行った保有個人情報部分開示決定に対する審査請求	知事	令和7年1月7日	令和7年5月15日	-	-	-	-

### 人事委員会公告

令和7年度就職水河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和7年9月11日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

### 教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第4条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

令和7年9月11日

宮崎県教育委員会教育長 吉村 達也

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	後藤家伝来史料	都城市	個人

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第52号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月1日現在次のとおりである。

令和7年9月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,387人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	208,666人

**宮崎県選挙管理委員会告示第53号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月1日現在次のとおりである。

令和7年9月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎市選挙区	108,913人
都城市選挙区	44,093人
延岡市選挙区	31,831人
日南市選挙区	13,512人
小林市・西諸県郡選挙区	14,022人
日向市選挙区	16,019人
串間市選挙区	4,511人
西都市・西米良村選挙区	8,205人
えびの市選挙区	4,816人
北諸県郡選挙区	6,754人
東諸県郡選挙区	7,034人
児湯郡選挙区	17,968人
東臼杵郡選挙区	7,137人
西臼杵郡選挙区	4,966人

**宮崎県選挙管理委員会告示第54号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月3日現在次のとおりである。

令和7年9月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,387人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	208,666人

**宮崎県選挙管理委員会告示第55号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月3日現在次のとおりである。

令和7年9月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

西臼杵郡選挙区	4,966人
---------	--------